

ID: 5640

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名称 根拠条項	道路法 第58条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第58条の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第六十八条の規定は、適用しない。			
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日